厚生労働省における今夏の節電対策について

平成 24 年 6 月 6 日 厚生労働省節電対策本部

1 基本的な考え方

- 今夏において、関西電力管内をはじめ、電力需給のひっ迫が見込まれる中、 政府は「今夏の電力需給対策について」(平成24年5月18日電力需給に関す る検討会合、エネルギー・環境会議決定)(以下「政府方針」という。別紙1) 及び「今夏の政府の節電行動計画」(平成24年6月5日電力需給に関する検 討会合幹事会決定)(以下「政府行動計画」という。別紙2)に基づき、対策 を講じることとしている。
- 厚生労働省は、これを踏まえるとともに、東日本大震災以降実施してきた 節電対策や、地球温暖化防止及び省エネルギーの取組を持続しながら、今夏 の厚生労働省の施設における節電に向けた対策を率先して実施する。
- なお、今夏は、昨夏の経験も踏まえ、効率的・効果的に節電が行える取組 を実施することとし、業務の円滑な運営との両立を図る。

2 各電力会社管内の施設における目標及び実施期間

(1) 節電の基本的な取組方針

- 政府方針の2-2(1)を踏まえ、電力消費のピーク時間帯のみならず、 早朝や夜も含め、国民生活や行政サービスに支障を生じない範囲で節電を 行う。
- (2) 北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力、中部電力、北陸電力及び中 国電力管内
 - 政府方針の2-2 (2)及び(3)並びに政府行動計画の2 (1)を踏まえ、各施設ごとに節電目標を設定し、節電に努める。

地域	節電目標(対一昨年比)	節電期間及び時間帯
関西電力管内	▲15%以上	7/2(月)~9/7(金)の平日(8/13~15
		を除く。)9:00~20:00

九州電力管内	▲10%以上	7/2(月)~9/7(金)の平日(8/13~15
		を除く。)9:00~20:00
北海道電力管内	▲7%以上	7/23(月)~9/14(金)の平日(8/13~
		15 を除く。)
		9:00~20:00 [7/23(月)~9/7(金)]
		17:00~20:00 [9/10(月)~9/14(金)]
四国電力管内	▲7%以上	7/2(月)~9/7(金)の平日(8/13~15
		を除く。)9:00~20:00
中部、北陸及び	▲5%以上	7/2(月)~9/7(金)の平日(8/13~15
中国電力管内		を除く。)9:00~20:00

○ 節電目標については、従来から実施してきた節電対策や、地球温暖化防 止及び省エネルギーの取組を推進する観点も加味し、可能な限り上積みを 図ること。

(3) 東京電力及び東北電力管内

- 政府行動計画の2(1)において、定着節電分¹の実施を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努めることとされていることを踏まえ、節電を行う。
- 具体的には、昨夏において各施設が掲げた節電目標を踏まえつつ、(ア) 節電に伴い業務への著しい支障を生じないようにすることが必要であること、(イ)職員や来庁者の健康に十分に配慮する必要があることを考慮するとともに、(ウ)テナントとして入居している施設においては、建物の所有者又は管理者の協力を得ながら、各施設の実情に応じ、最大限可能な節電目標を設定する。
 - 節電期間及び時間帯:7/2(月)~9/7(金)の平日(8/13~15を除く。)9:00
 ~20:00

3 節電対策実施に当たっての留意点

(1) 使用最大電力の把握

○ 契約している電力会社に問い合わせること等により、平成22年夏期(各

¹ 東京電力管内:一昨年比▲10%程度、東北電力管内:同▲3%程度

電力会社管内における節電期間)における使用最大電力の値(kW)を把握 し、目標値を定める。

○ 使用最大電力を把握することが困難な施設においては、昨夏の節電対策 に準じ、総量カット又はチェックリスト方式により、節電に取り組む。

(2) 節電行動リストの作成

- 各施設における節電目標を確実に達成するために必要な取組を整理し、 「節電行動リスト」(別紙3) に記載すること。
- 「節電行動リスト」の様式については、各施設の実情に応じて改変して 差し支えないこと。ただし、①施設名、②節電目標、③目標達成に向けた 節電行動の記入は必須とする。
- 来庁者の多い施設においては、分かりやすい場所に掲示する等により、 周知するよう努めること。

(3) 節電対策の確実な実施

- 各施設においては、電力メーターの目視やデマンドコントローラーの設 置等により、目標を超過しないよう管理すること。
- 今後、各施設の目標及び実施状況(目標達成状況)について報告を求める場合もあり得ることに留意すること。

4 具体的な節電対策メニュー

○ 電力需要を抑制し、節電目標を達成するため、各施設の実情に応じ、別紙 4の取組を実施する。

5 所管の独立行政法人等への依頼

○ 所管の独立行政法人、特例民法法人等においても、政府方針、政府行動計 画及び本取組方針の趣旨を踏まえた取組が行われるよう、所管部局等から要 請すること。

今夏の政府の節電行動計画

平 成 24年6月5日 電力需給に関する検討会合 幹事会決定

1. 基本的な方針

政府は、「今夏の電力需給対策について」(平成24年5月18日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定)において定められた各地域の節電目標に基づき率先して節電対策に取り組む。

2. 行動計画

各府省は以下の(1)~(4)の内容を含む節電対策に取り組むこととする。

なお、合同庁舎については、合同庁舎管理官庁が中心となり、入居官庁は協力して節電対策に取り組むこととする。

<u>(1)節電に係る数値目標</u>

全国の需要設備(沖縄を除く)について、定められた期間・時間帯(※1)における使用最大電力の抑制に努める。

また、各電力管内に定められた期間・時間帯(※2)においては、一昨年を基準として、①関西電力管内では▲15%以上、②九州電力管内では▲10%以上、③北海道、四国電力管内では▲7%以上、④中部、北陸、中国電力管内では▲5%以上使用最大電力(※3)を抑制するよう努める。

なお、数値目標の定められていない東京、東北電力管内についても、需給検証委員会で昨年から定着したものとして見込まれている節電分 (東京電力管内:一昨年比▲10%程度、東北電力管内:一昨年比▲3%程度) (※4) を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努める。

加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝(7:00~9:00)や夜(20:00~25:00)の時間帯においても、揚水発電の放水時間を短縮することにより、 揚水発電の供給力を増やす観点から、活動に支障を生じない範囲で消費電力 を抑制する。

なお、節電により、病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極

めて重要な施設の機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が 生じない範囲で自主的な取組を行うこととする。

※1:7月2日~9月28日の平日 9:00~20:00 (8月13日~8月15日除く)

※2:北海道電力管内:7月23日~9月7日の平日 9:00~20:00 (8月13日~8月15日除く)9月10日~9月14日 17:00~20:00

その他電力管内:7月2日~9月7日の平日 9:00~20:00 (8月13日~8月15日除く)

※3:原則、一昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力(kW)の値とする。

※4:需給検証委員会によれば、他電力管内の定着した節電分として、一昨年比で北海道:▲3%、中部:▲4%、関西:▲4%、北陸:▲4%、中国:▲2%、四国:▲3%、九州:▲7%程度を見込んでいる。本文で示した数値目標はこれらの定着した節電分を反映せずに一昨年の実績から必要となる需要抑制を定めたもの。

(2) 節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する 取組として以下を実施する。

ア、空調に係る節電

- 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化(冷涼グッズの活用等)
- 換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な 削減(例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程 度に間引く等)
- ・白熱電球の原則使用停止(代替品のない場合を除く)
- ウ. OA機器、その他の機器に係る節電
 - ・使用していないOA機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

¹ 室温を 29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

- ・パソコンのディスプレーの輝度調整等の設定変更、スリープモード 等の活用
- ・プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数の削減
- 執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化
- ・電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止
- 契約更新時又は買換え時における電力消費の少ない機器の採用
- エ、共用部分に係る節電
 - ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
 - 冷水器の停止
 - 自動販売機の消灯要請
 - 入居売店等への節電の協力要請
- オ、電力使用状況の職員への周知
 - ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

- 超過勤務の一層の縮減(定時退庁の徹底)
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- 一斉休暇の取得促進(年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進)
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討 を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- 既存の自家発電設備の活用
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の導入
- ・簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- 詳細な節電効果を把握するための消費電力の測定範囲の細分化

(3) 節電の確実な実施のための取組

使用最大電力の削減を確実にするため、各々の府省において節電担当責任者を置き、進捗管理を行うとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

(4)独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・独立行政法人及び公益法人に対し、本行動計画も参考にしつつ、その 特性に応じた節電に取り組むよう要請する。
- ・地方公共団体に対し、本行動計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。